

127 明治14年11月6日 菊池長閑宛

明十四 十一月六日

今日ハ日曜日なり招魂社の祭日なり大分此辺ハ賑はしく何時も極りの花火触杯の外此度ハ騎戦調練があると云ふなり夫に付てハお客様有そふな天氣合故急ぎ一筆を呈候波も去三日着以来無事にて一体宜き釣合なれハ先御安心被下たし澤田氏昨日尋吳士産杯も貰候手前にてハ西洋料理ても馳走しようかと思居候那珂を始北上田共皆着京致したれハ何れ何とか片付へし御手紙の御蔭にて未だ見聞さりし事を承知したれハもしやの時の扣と致へし私如き若輩口を入れた逆聞れもしまいから立障り不申只大限の若且那やら南部信方君父子ハ黙止て居る時にハ有之間敷と英雄両君に心付置候扱昨夜始て承り候得ハ母君御病氣ハ一通り成らす当地にて療治を御加被成方可然と南部氏も申たる由今母君に不諱の事ありてハ一家の騒に可有之御祖母様も如何計り御力落可被成哉斯る大事の御体なれハ医の言葉に隨ひ速に為御登被成方可然と存候尤御祖母様も御病氣の由にもあり母君御登りと

ならハ嘸御心配被成へくとハ存すれ共母君の命にもしもの事あるに比すれハ輕重自ら判然に候依て御祖母様の御病氣中なれハとの義理立ヤ父君の御不自由ヤ御祖母様の御心配や一々御尤なる不都合あるへけれども私一身の情より考候ても家の為に考ても母君の御病氣不被捨置是非御登セ被成可然と存候依てハ私并波ゐちよりも御登セの程願上候文晁の掛物ハ当地にて可用との仰波より伝承仕難有御礼申上候又波登の節私并るちエ御心に掛られ皆様より色々頂戴仕是亦厚く御礼申上候追てゐちよりも御礼可申上候へ共御祖母様エも同人よりの御礼仰上られ被下たし右ハ用事のみ取急ぎ申上候澤田氏にもよろしく

父君

武夫